

環境市民厚生常任委員会

日 時 令和7年5月19日（月） 午前10時00分～
場 所 全員協議会室

1 開 議

2 行政報告

【こども未来部】

- （1）令和6年度 ヤングケアラーに関する教員アンケート調査及び聞き取り調査に関する報告

【健康福祉部】

- （1）予防接種の実施について

3 その他

令和7年5月19日
環境市民厚生常任委員会

－ 提 出 資 料 －

令和6年度 ヤングケアラーに関する
教員アンケート調査及び聞き取り調査に
関する報告

こども未来部

令和6年度 ヤングケアラーに関する教員アンケート調査及び 聞き取り調査に関する報告

1 調査目的

亀岡市における教育分野におけるヤングケアラーの現状把握、課題整理、今後の施策検討すること及びヤングケアラーの理解促進。

2 調査対象

601人

亀岡市立小中学校及び義務教育学校に勤務する教職員、事務員並びに管理職

3 調査方法

インターネットと聞き取り

- ①インターネット調査法
- ②質的調査として、ヤングケアラーがいる、いない、わからないと回答された教員の方それぞれ4人ランダム抽出、計12人にインタビュー調査

4 調査期間

令和7年1月から3月

- ①インターネット調査：令和7年 1月6日～ 1月21日
- ②インタビュー調査：令和7年2月 18日～3月 5日

5 調査票

令和3年（2021年）及び令和4年度ヤングケアラー調査に準拠。
(一部市独自改変)

6 調査結果

418人 (69.6%) から回答

- ①インターネット調査：418人 (69.6%) 回答
- ②インタビュー調査：12人から聞き取り

対象及び回答者詳細

	学校数	対象職員	回答数	回答率
小学校	14	351	236	67.24%
中学校	5	185	138	74.60%
義務教育学校	2	65	44	67.69%
計	21	601	418	69.55%

I アンケート調査結果抜粋

1 回答者の役職

約78%が教諭

1 回答者の役職	回答数	割合
教諭	324	77.88%
主幹・主任教諭	8	1.92%
養護教諭	16	3.85%
その他	67	16.11%
未回答	1	0.24%

その他の内訳：学校長、教頭、講師、事務、栄養教諭

2 所属状況

担任と担任外の割合は

6:4

	担任	担任外	合計
小学校	179	74	252
中学校	73	84	157

3 ヤングケアラー概念の認知度

61% (言葉を知り、具体的対応をしている)

■ 小学校 ■ 中学校 ■ 義務教育学校

言葉を知っており、意識して対応をしている

56.84%

69.12%

56.82%

言葉は知っているが特に意識した対応はしていない

39.74%

29.41%

38.64%

言葉は知っているが具体的には知らない

4%

言葉を知らない

1%

	小学校	中学校	義務教育学校	計
言葉を知らない	3	0	0	3
言葉は知っているが具体的には知らない	5	2	2	9
言葉は知っているが特に意識した対応はしていない	93	40	17	150
言葉を知っており、意識して対応をしている	133	94	25	252
合計	234	136	44	414

※ 未回答 4 (合計418人)

4 担任するクラスにヤングケアラーと思われるこどもは居るか

約12%の教員がヤングケアラーを認知

	小学校	中学校	義務教育学校	合計	全体割合
いる	16	13	(3)	29	11.5%
計				252	100.00%

義務教育学校（小学校 2人、中学校1人）

参考：令和5年度亀岡市調査「あなたがお世話をしている家族の有無」

	亀岡市		他調査	比較
小学3、4年生	166人	12.3%	Nd	Nd
小学5、6年生	112人	8.5%	6.5%	2%
中学生	81人	4.0%	5.7%	-1.7%
高校生	11人	3.8%	4.1%	-0.3%

5 「いる」と回答された教員への質問（担任・担任外含む）

（1）世帯状況

ひとり親（母子家庭）とふたり親

	内 容	回答数	構成比
ふたり親		44	39.64%
ひとり親（母子家庭）		48	43.24%
ひとり親（父子家庭）		4	3.60%

（2）誰のケアをしているか

「きょうだい」のケアが多い

	内 容	回答数	構成比
きょうだい		71	57.72%
母親		22	17.89%
父親		6	4.88%

（3）ケアが必要な人はどのような状況か

ケアの理由は「幼い」

	内 容	回答数	構成比
幼い		63	52.50%
介護が必要な状態		5	4.17%

(4) こどもが行っているケアは何か

送迎、家事、見守り

内 容	回答数	構成比
きょうだいの世話や保育園への送迎	55	31.43%
家事（食事や洗濯等）	48	27.43%
見守り	26	14.86%
外出への付き添い	6	3.43%

6 ヤングケアラー支援に必要なことの認識（複数回答）

内 容	回答数	構成比
大人に相談しやすい関係をつくる	342	82.41%
大人がヤングケアラーについて知る	317	76.39%
こども自身がヤングケアラーについて知る	283	68.19%
学校や福祉、医療に相談できる機関があること	269	64.82%
SSWやSCなどの専門職の配置が充実すること	254	61.20%
福祉と教育の連携	253	60.96%
市役所に専門員の配置を充実させること	193	46.51%
ヤングケアラー支援の民間団体が増えること	125	30.12%

II インタビュー調査まとめ

- ・ 「ヤングケアラー」の状況
「こどもらしい“暮らしに対する影響が出ている者との認識
- ・ 「ヤングケアラー」と「お手伝い」の境界線
①「義務的せざるを得ない状況か」②「学業に影響が出ているか」が境界
- ・ 「ヤングケアラー」と思われるこども
9人の教員が「いる」と回答（12人中：75%）
- ・ 校内で気になるこどもを報告（相談）する機会はあるか
7人の教員が「決まった方法がある」、「適宜対応」が4人、「わからない」が1人
- ・ ヤングケアラー支援に一番大切なこと
「教員、学校が気を付けていく必要がある」6人「学校と行政との連携」5人

この他、ヤングケアラーが担任児童に居るとした教員は、家庭訪問により、状況を確認されている。

家庭訪問に対しては、拒否感もありなかなか家庭訪問での状況把握に難しさを感じている

Ⅲ 考察

ケア対象： 「幼いきょうだいへの世話」が最も多い

令和5年度本市児童本人調査、今回の教員調査ともに、同じ傾向であり、全国調査にも準拠している※1。

中学校は教員と児童本人調査間に認識の差がある可能性がある（差がある）
そのため、今後「世話」の状況及び背景を正確に見ていく必要がある。

Ⅳ 結論

現状（課題）：

- ・本市のヤングケアラー像は未だはつきりしない。

今後（解決法）：

- ・継続した調査継続
- ・本人・家族が気軽に相談できる体制構築
- ・学校現場とも連携し課題解消に必要な施策検討

参考：他調査比較

	R6亀岡市教員調査	R3国 (三菱UFJリサーチ・中 学校)	R4国 (日本総研・小 学校)
(1) 言葉を知っており意識して対応している	61.2%	20.2%	41.4%
(2) ヤングケアラーがいる（学校）	81.0%	61.2%	34.1%
(3) 幼いきょうだいの世話※1	57.7%	79.8%	79.8%

令和7年5月19日
環境市民厚生常任委員会

－ 提 出 資 料 －

資料1

令和7年度予防接種事業について (健康増進課)

健康福祉部

環境市民厚生常任委員会（令和7年5月19日）
健康福祉部 健康増進課

令和7年度予防接種事業について

◇帯状疱疹予防接種の定期接種開始

対象

- 年度内に65歳となる亀岡市民
- 令和7年度～11年度の5年間の経過措置として、年度内に70、75、80、85、90、95、100歳（※）となる人 ※100歳以上の人については、令和7年度に限り全員が対象
- 接種日に60歳～64歳の亀岡市民で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがあり、接種が必要と医師が判断した人

接種費用 生ワクチン 自己負担額4,000円

組換えワクチン 自己負担額10,000円

※生活保護世帯は、費用免除申請により自己負担額免除

回数 生ワクチン 1回

組換えワクチン 2か月の間隔をあけて2回

実施方法 令和7年度対象者へ5月末に個別通知予定

接種希望者は、2種類のワクチンから選択し実施医療機関に予約のうえ、接種する。

種類	生ワクチン	組換えワクチン
接種方法	皮下注射	筋肉内注射
接種回数	1回	2回（通常2ヵ月間隔）
他のワクチンとの接種間隔	他の生ワクチンの接種から通常27日以上	規定なし
発症予防効果の推移	接種後1年：67.5% 接種後5年：37.2%	接種後1年：97.7% 接種後6年：88.5% 接種後10年：73.2%
免疫持続期間	約5年程度	約10年程度

◇ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症予防接種

令和4年4月1日から開始したキャッチャップ接種は、令和7年3月31日で終了予定だったが、令和6年夏以降の需要増加に伴うワクチンの限定出荷の状況等を踏まえ、公平な接種機会を確保する観点から、令和4年4月1日～令和7年3月31日までに1回以上接種した人は、令和8年3月31日まで、残りの回数を公費で接種できる措置が取られることになった。

対象 生年月日が、平成9年4月2日～平成21年4月1日で、
令和4年4月1日～令和7年3月31日に1回以上接種した人

◇高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種

対象

- 接種日に65歳以上の亀岡市民
- 接種日に60歳～64歳の亀岡市民で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいがある人及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人で、接種が必要と医師が判断した人

接種費用

	インフルエンザ	新型コロナ
74歳以下	自己負担額 1,500円	自己負担額 7,500円
75歳以上	自己負担額 1,000円	自己負担額 5,000円
生活保護世帯	費用免除申請により自己負担額免除	

◇定期接種（B類疾病）に係る自己負担額の基本的な考え方

ワクチン代相当額を自己負担額とする基本方針は維持するが、ワクチン代相当額が5,000円を超える場合（新型コロナ・帯状疱疹）は、接種費用全額の1/2相当を自己負担額とする。季節性であるインフルエンザと新型コロナでは、新たに年齢区分に応じた自己負担額の設定を行うこととし、75歳以上は74歳以下の自己負担額の2/3とする。費用免除対象者は「生活保護世帯」のみとする。

令和7年度から 65歳以上の方などを対象に 帯状疱疹ワクチンの 定期接種を実施します。



定期接種の対象・接種する方法・費用

〈対象〉定期接種の対象は以下の方です。

対象者は年度によって異なるため、接種の機会を逃さないようにご注意ください。

①年度内に65歳を迎える方

②60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

注1)令和7年度から5年間の経過措置として、その年度に 70、75、80、85、90、95、100歳になる方も対象となります。

注2)令和7年度に限り、100歳以上の方は全員対象となります。

〈ワクチンを接種する方法と費用〉

定期接種はお住まいの(住民票のある)市町村(特別区を含む)で実施されます。

ワクチンを接種できる医療機関や費用、申し込み方法などについては、お住まいの市町村にお問い合わせください。

帯状疱疹は、痛みを伴う皮膚の病気です



- 帯状疱疹は、水痘帯状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経に沿って、痛みを伴う水疱(水ぶくれ)が現れる皮膚の病気です。
- 合併症の一つに、皮膚の症状が治った後にも痛みが残ることがあり、日常生活に支障をきたすこともあります。



帯状疱疹ワクチンは2種類あります

- 帯状疱疹ワクチンには2種類あり、接種方法や、効果とその持続期間、副反応などの特徴が異なっていますが、いずれのワクチンも、帯状疱疹やその合併症に対する予防効果が認められています。

◎ワクチンの特徴

	生ワクチン(阪大微研)	組換えワクチン(GSK社)
接種方法	皮下に接種	筋肉内に接種
接種回数と間隔	1回	2回(2か月以上の間隔をあける)※
接種条件	病気や治療によって、免疫の低下している方は接種できません	免疫の状態に関わらず接種可能

(※)病気や治療により、免疫の機能が低下したまたは低下する可能性がある方等は、医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮できます。

◎帯状疱疹に対するワクチンの予防効果

	生ワクチン(阪大微研)	組換えワクチン(GSK社)
接種後 1 年時点	6 割程度	9 割以上
接種後 5 年時点	4 割程度	9 割程度
接種後 10 年時点	—	7 割程度

注 帯状疱疹後神経痛に対するワクチンの効果は、接種後 3 年時点で、生ワクチンは 6 割程度、組換えワクチンは 9 割以上と報告されています。

◎ワクチンの安全性

- ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。
- 頻度は不明ですが、生ワクチンについては、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎が、組換えワクチンについては、ショック、アナフィラキシーがみられることがあります。

主な副反応の発現割合	生ワクチン(阪大微研)	組換えワクチン(GSK社)
70% 以上	—	疼痛※
30% 以上	発赤※	発赤※、筋肉痛、疲労
10% 以上	そう痒感※、熱感※、腫脹※、疼痛※、硬結※	頭痛、腫脹※、悪寒、発熱、胃腸症状
1% 以上	発疹、倦怠感	そう痒感※、倦怠感、その他の疼痛

(※)ワクチンを接種した部位の症状 各社の添付文書より厚生労働省にて作成

◎他のワクチンとの同時接種について

- 帯状疱疹ワクチンは、医師が特に必要と認めた場合に、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン等と同時接種が可能です。
- 生ワクチンについては、他の生ワクチンとは 27 日以上の間隔を置いて接種してください。



予防接種健康被害救済制度があります

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですですが、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

制度の利用を申し込むときは、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村にご相談ください。

帯状疱疹ワクチンについてもっと詳しく知りたい方はこちら

厚生労働省ホームページ 厚労省 帯状疱疹ワクチン 検索



2025年2月